

(地方公務員等共済組合法等の規定の読み替え)
第四条 法第一条及び第二条の規定を適用する

第五条第二項において同じ。)一とする。
第四十一条第一項から第三項まで、第四十四条及び第六十

第四条 法第一条及び第二条の規定を適用する場合における地方公務員等共済組合法（昭和三十七年三月三日法律第百五十二号）第一百一十三条第三項第二号の規定の適用については、同号「目白一〇五項」

特例給付又は特例保険給付に係る給付が支拂われるべきであつた年度分として国民年金法第八十五条第一項及び第九十四条の三の規定の例により算定した額をいう。(以下この号において同じ。)の負担に要する費用の額については、平成十六年度以前の各年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額の負担に要する費用にあつては当該費用の額の三分の一に相当する額とし、平成十七年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額の負担に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額とし、平成十八年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額の負担に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額とし、平成十九年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四号)附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。)の前年度まで(平成二十一年度から平成二十五年度までを除く。)の各年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額の負担に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額とする。」とする。

前項の規定を適用する場合における地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百二

五十二条第一項、第二項、第三項及び第四項の規定の適用については、同令第二十九条の二第一項、第四十一条第一項から第三項まで、第四十四条及び第六十五条第二項の規定の適用については、同令第二十九条の二第一項第一号中「相当する額」とあるのは、「相当する額」（特例給付基礎年金拠出金相当額（基礎年金拠出金の額のうち、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る特例の特例等）に関する法律（平成十九年法律第二百一十二号）

(私立学校教職員共済法の規定の読み替え)
第五条 法第一条及び第二条の規定を適用する場合における私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「金額」とあるのは、「金額（特例給付基礎年金拠出金相当額（基礎年金拠出金の額のうち、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）第二条（同法附則第二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により支払うものとされる同法第二条に規定する当該権利に基づく給付（以下この項において「特例給付」という。）に要する費用（同法第一条（同法附則第二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により支払うものとされる同法第一条に規定する当該権利に基づく保険給付（以下この項において「特例保険給付」という。）に要する費用のうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十五条第三項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされるものを含む。）に係る部分に相当するものとして、特例給付又は特例保険給付に係る給付が支払われるべきであった年度分として国民年金法第八十五条第一項及び第九十四条の三の規定の例により算定した額をいう。以下この項において同じ。）については、平成十六年度以前の各年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額にあつては当該特例給付基礎年金拠出金相当額の三分の一に相当する金額とし、平成十七年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額にあつては当該特例給付基礎年金拠出金相当額の三分の一に相当する金額に当該特例給付基礎年金拠出金相当額の千分の十一に相当する金額を加えて得た金額とし、平成十八年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額にあつては当該特例給付基礎年金拠出金相当額の三分の一に相当する金額に当該特例給付基礎年金拠出金相当額の千分の二十五に相当する金額を加えて得た金額とし、平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度まで（平成二十一年度から平成二十五年度までを除く。）の各年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額にあつては当該特例給付基礎年金拠出金相当額の三分の一に相当する金額に当該特例給付基礎年金拠出金相当額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額とする。）とする。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則
（平成一九年八月三日政令）

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則
(平成二年六月二六日政令第一六八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 費
(平成二年二月一日政令第三九三号)

この政令は、公布の日から施行する。
附 則
(平成一四年一一月一六日政令第二七九号)

附 費立成二十四年二月二十六日政令第二十九号
ニの政令は、公布の日から施行する。

附 則
(平成三年三月二〇日政令第四〇号)

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則
(令和三年三月三一日政令第一〇三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百十一号）
第二条（同法附則第二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定によ
り支払うものとされる同法第二条に規定する当該権利に基づく給付（以下この号において「特例
給付」という。）に要する費用（同法第一条（同法附則第二条において準用する場合を含む。以
下この号において同じ。）の規定により支払うものとされる同法第一条に規定する当該権利に基
づく保険給付（以下この号において「特例保険給付」という。）に要する費用のうち国民年金法
等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十五条第三項の規定により基礎
年金の給付に要する費用とみなされるものを含む。）に係る部分に相当するものとして、特例給
付又は特例保険給付に係る給付が支払われるべきであつた年度分として国民年金法第八十五条第
一項及び第九十四条の三の規定の例により算定した額をいう。以下この号において同じ。）の負
担に要する費用の額については、平成十六年度以前の各年度分として算定した特例給付基礎年金
拠出金相当額に要する費用にあつては当該費用の額の三分の一に相当する額とし、平成十
七年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額の負担に要する費用にあつては当該費用
の額に三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額とし、平成十八年度分として算定した特
例給付基礎年金拠出金相当額の負担に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一に千分の二
十五を加えた率を乗じて得た額とし、平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正す
る法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度
まで（平成二十一年度から平成二十五年度までを除く。）の各年度分として算定した特例給付基
礎年金拠出金相当額の負担に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一に千分の三十二を加